

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人\_\_\_\_\_殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、第901条《代襲相続人の相続分》、第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する	本税の額
小計(注)	円	円		円
あなたの相続分	/			

(注)「小計」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「⑱小計(⑯-⑰-⑱)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳(注)

区分	賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
申告加算税に対応する本税の額(a)	イ 円	ト 円
aのうち国外財産調査又は財産債務調査に係る控除又は加算		
5%控除額に対応する本税の額	ロ 円	チ 円
5%加算額に対応する本税の額	ハ 円	リ 円
10%加算額に対応する本税の額	ニ 円	ヌ 円
重加算税に対応する本税の額(b)	ホ 円	ル 円
上記a及びb以外の本税の額	ヘ 円	ヲ 円

(注) イからヘ（変更決定の場合はトからヲ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額	
	A 加算税の基礎となる税額(注)	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額(注)	E 加算税の割合	F 加算税の額		
加算税 国税通則法に基づく計算	①通常分	イ 円 0,000	100	(A×B) 円	ト 円 0,000	100	(D×E) 円	
	②第2条第2項に係る部分	円 0,000	5 100	(A×B) 円	円 0,000	5 100	(D×E) 円	
	第66条第3項の規定の適用がある場合 加算後累積納付税額	③第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		④第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑤第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
	累積納付税額	⑥第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑦第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
		⑧第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
	⑨第3項に係る部分 (③+④+⑤)-(⑥+⑦+⑧))			円			円	
	⑩第66条第6項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000	10 100	(D×E) 円	
国外財産調査又は財産債務調査に係る控除又は加算	⑪5%控除額	ロ 円 0,000	5 100	(A×B) 円	チ 円 0,000	5 100	(D×E) 円	
	⑫5%加算額	ハ 円 0,000	5 100	(A×B) 円	リ 円 0,000	5 100	(D×E) 円	
	⑬10%加算額	ニ 円 0,000	10 100	(A×B) 円	ヌ 円 0,000	10 100	(D×E) 円	
	⑭合計額 (①+②)又は⑥+⑩-⑪+⑫+⑬)			円			円	
重加算税 国税通則法に基づく計算	⑮通常分	ホ 円 0,000	100	(A×B) 円	ル 円 0,000	100	(D×E) 円	
	⑯第68条第4項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000	10 100	(D×E) 円	
	⑰合計額 (⑮+⑯)			円			円	

(注) イからホまで及びトからルまでの各「加算税の基礎となる税額」は、上記(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記(1)のイ又はトの金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する	本税の額
申告納税額(注)	円	円	A	円
あなたの相続分	/			

(注)「申告納税額」は、「相続税の\_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額(⑰-⑱)」欄の金額をいいます。